

○御殿場市空き家バンク実施要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内における空き家等の有効利用を促進することにより、管理不全の空き家の発生を予防し、及び地域の活性化を図り、もって市民の安全で快適な住環境を実現するため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する過去に使用されていた住宅、店舗、事務所、ビル、倉庫、旅館、集合住宅等の建物の全部又は一部及びその敷地であって、現に使用されていないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸（以下「売却等」という。）を行う権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売却等を希望する所有者等から提供を受けた当該空き家等に関する情報（以下「空き家情報」という。）を、空き家の購入又は賃借（以下「購入等」という。）を検討する者（以下「利用者」という。）に提供し、紹介を行う制度をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンクによらない空き家等の取引を妨げるものではない。

（登録の申込み等）

第4条 所有者等は、空き家バンクへ空き家情報の登録をしようとするときは、当該空き家等の仲介業務等を行う宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「協力業者」という。）を選定し、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク物件登録カード（一戸建て住宅・売却）（様式第2号）、空き家バンク物件登録カード（一戸建て住宅以外・売却）（様式第2号の2）、空き家バンク物件登録カード（一戸建て住宅・賃貸）（様式第3号）又は空き家バンク物件登録カード（一戸建て住宅以外・賃貸）（様式第3号の2）
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書又はその写し
- (3) 公図の写し
- (4) 所有者等が本人であることを証明するものの写し

- (5) 位置図
- (6) 配置図
- (7) 間取りが分かるもの
- (8) 空き家等の外観及び内観等を撮影した写真
- (9) 所有者等が複数いる場合は、他の所有者等による承諾書（様式第4号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンクに当該空き家情報を登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。

- (1) 所有者等が御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団等であるとき。
- (2) 登録しようとする空き家等が民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく差押えを受けているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定による登録（以下「バンク登録」という。）をしたときは、空き家バンク物件登録（変更）完了通知書（様式第5号）により、当該所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第2項ただし書の規定により空き家バンクに空き家情報を登録しないときは、空き家バンク物件不登録決定通知書（様式第6号）により、当該所有者等に通知するものとする。

5 市長は、空き家バンクの円滑な運営を目的として、協力業者と連携を図るものとする。
（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、バンク登録をした内容に変更があったときは、空き家バンク物件登録事項変更届出書（様式第7号）に変更事項を記載した空き家バンク物件登録カードその他必要書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録内容を変更するものとする。

3 前項の規定による変更をしたときは、前条第3項の規定を準用する。

（登録の抹消）

第6条 登録者は、売却等をするのが困難になったとき、又はその他の理由によりバンク登録を抹消しようとするときは、空き家バンク物件登録抹消申出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消しなければならない

い。

- (1) 空き家バンク物件登録抹消申出書の提出があったとき。
- (2) バンク登録した内容等に不正又は虚偽があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定によりバンク登録を抹消したときは、空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第9号）により、登録者に通知するものとする。

4 第1項及び前項の場合において、登録者が死亡したときは、協力業者は当該登録者の地位を承継する。

（空き家情報の公開）

第7条 市長は、バンク登録された空き家情報のうち、個人に関する情報を除いた情報及び空き家等の写真を広く一般に公開するほか、必要に応じて、利用者に当該情報を提供するものとする。

（登録者と利用者の交渉等）

第8条 登録者と利用者との空き家等の購入等に係る交渉及び契約（以下「交渉等」という。）は協力業者が仲介するものとする。

（購入等の申込み等）

第9条 利用者は、バンク登録された空き家等を購入等しようとするときは、協力業者を経由して空き家等購入等申込書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者が本人であることを証明するものの写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該利用者が購入等することを承認するものとする。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、購入等することを承認しない。

- (1) 第4条第2項第1号に該当する者であると認められたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、空き家等購入等承認（不承認）決定通知書（様式第11号）により、協力業者を経由して当該利用者に通知するものとする。

（契約の締結）

第10条 協力業者は、第8条に規定する契約を締結したときは、空き家バンク契約締結報告書（様式第12号）に、当該契約を締結したことを証する書類の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 1 1 条 登録者、利用者及び協力業者は、空き家バンクの利用により取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の趣旨に則り、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を空き家バンクの目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報を流出させ、毀損し、又は滅失しないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報の流出、毀損又は滅失の事案が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(紛争の解決)

第 1 2 条 空き家バンクを利用し、交渉等及び契約締結後の管理等に係る紛争等が生じたときは、当事者間でその処理解決にあたるものとし、市はこれに直接関与しない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。